

職場における熱中症予防対策の徹底について（緊急要請）

本年は宮城県内でも早い時期から気温が上がり、梅雨明け以降は連日 30 度以上の真夏日が続いております。気象庁からはこれからも8月中旬まで例年以上の酷暑が続くと予報されているところです。

現在調査中ではありますが、宮城県内において、7月下旬に40代男性労働者が社内で熱中症により死亡していた労働災害があり、また同時期に70代男性労働者が屋外作業中に倒れ死亡する等、すでに暑熱な環境下における2件の災害が発生しております。

当局ではこれまでに、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」のリーフレットを活用しながら、暑さ指数（WBGT値）を活用した熱中症予防対策の推進をお願いしておりましたが、今後も例年以上の酷暑が続くことから、熱中症による労働災害の増加が懸念されるところです。

このような状況に鑑み、事業主及び労働者の皆様には、熱中症を予防するための知識の習得とその実践をお願いするとともに、特に熱中症の症状が現れた場合は、速やかに救急搬送等に努めるようお願いいたします。

※ 以下の事項は、事業場の規模により、事業主・現場責任者を始め、少人数の場合は労働者相互に声を掛け合うなど工夫して取組んでください。

（予防のための取組）

- 1 各労働者の毎日の健康状態及び暑さへの順化状況の確認
- 2 自覚症状の有無にかかわらず、定期的な水分および塩分の摂取
- 3 熱中症警戒アラート発表の有無の確認とアラートを配慮した行動
- 4 暑さ指数計（WBGT値）による作業現場の暑さ指数の計測と、計測値に応じた効果的な予防対策の実施
- 5 労働者に対する熱中症予防のための教育の実施

（緊急時の対応）

少しでも熱中症が疑われる異変を感じた場合には、いったん作業を中断させ、速やかに病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶこと。その場合、病院へ運ぶまでは、決して一人きりにしないこと。

令和5年8月3日
宮城労働局長 竹内 聡